

鎌倉市教育委員会 平成30年3月定例会会議録

○日時 平成30年3月14日(木)
9時30分開会 11時38分閉会

○場所 鎌倉市役所 402会議室

○出席委員 安良岡教育長、齋藤委員、山田委員、朝比奈委員、下平委員

○傍聴者 6人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 部長報告
- (3) 課長等報告

- ア 鎌倉市学校職場環境改善プランについて
- イ 中学校給食に関するアンケートの集計結果について
- ウ 平成29年度教育センター事業報告について
- エ 野村総合研究所跡地の閉鎖について
- オ 行事予定(平成30年3月14日～平成30年4月30日)

日程2 協議事項

「鎌倉市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的考え方」の策定について

日程3 議案第40号

鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

日程4 議案第41号

組織の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

日程5 議案第42号

鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

日程6 議案第43号

鎌倉市社会教育委員の解嘱について

日程7 議案第44号

学校歯科医の解嘱及び委嘱について

日程8 議案第45号

平成30年度鎌倉市学校教育指導の重点について

日程9 議案第46号

平成30年度鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について

安良岡教育長

定足数に達したので委員会は成立した。これより3月定例会を開催する。本日の会議録署名委員を、山田委員に願う。本日の議事日程はお手元に配布したとおりである。なお、課長等報告に、追加を願う。中央図書館から、「雑誌スポンサー制度について」ということで、1点追加をさせていたきたいので、よろしく願う。

1 報告事項

(1) 教育長報告

安良岡教育長

2月の教育委員会のその後の私の日程等について、ご報告する。

2月2日、定例教育委員会が終わり、午後から総合教育会議を開催させていただいた。平成30年度の重点施策の予算案等について説明をしていただいたところである。また、いろいろ教育委員の皆さまからも貴重なご意見をいただき感謝する。

2月7日から2月定例市議会が始まり、この件については後ほど部長報告の中で議会の概要についてご報告していただく。

2月24日に市のPTA大会があった。今年度、県で表彰されたPTAの活動報告と講演会ということであった。また、市P大会が終わった後、委員総会というのがあり、各委員会の活動報告等をしていただき、来年度の市Pの役員の改選等も行われたところである。さまざまな市Pの委員会活動、また学校でのPTA活動の中心となって活躍していただいている委員会、会長さんたちの報告と来年度の新役員が決まったところである。

3月9日、中学校の卒業式があった。委員の皆さまにも各中学校にご出席いただき感謝する。また、3月20日は小学校の卒業式があるので、これについてもよろしく願う。

いよいよ3月ということ、平成29年度3学期が終わりに近づいて、各学校ともまとめに取り組んでいるところである。小学校の給食も、3月19日でいよいよ最後である。給食が終わると学期の最後だと感じるが、中学校は頑張って3月22日が最後である。中学校給食については、今年度11月から実施してきた中で、子どもたちのアンケートをとらせていただき、来年度からの給食に反映させていきたいということで取り組みをした。後ほど課長等報告の中でその報告も行っていきたいので、よろしく願う。

それでは委員の皆さまから何かあるか。

山田委員

私ども委員は、2月16日に文科省主催の教育委員会の勉強会に行ってきた。各委員それぞれ違うテーマの部会に入り協議事項に参加した。私は英語教育に入ったので、これらのことも踏まえて、ご報告させていただきたい。

まず、私どものところにいた成田市がモデル校に指定されているようで、小学校1年生からずっと英語を取り入れている。そのプラス、マイナスというのを聞きしたが、マイナス点はほぼなく、先生さえ手配できれば非常に成果も上がって、子どもたちは結構話せるようになっていくということが上がっていた。3、4年生に英語を前倒しすることの是非

についても、皆で討議し、おおむね歓迎とのことであった。問題は教師の ALT の手配がなかなか難しい地域が、特に地方にはあるということであった。まずこの英語教育を取り上げるに際して、終着点をどこにもっていくのか、使える英語にフォーカスすべきだとか、何をアウトプットするための英語なのか。英語が出来ても、何をそれによって表現したいのか。それから、翻訳型の英語を止めるべきだ。それから、グローバル人材の定義についてもこれ考え直さなければいけない、というようなことがいろいろ出ていた。やはり日本人として英語を学ぶのであれば、日本人としての知識や教養というのをしっかりつけて、それが英語で表現出来るようにするのが日本人としての英語だろうということが上がっていた。いろいろ細かい点はあるのだが、この辺りは後程ご担当の方にも共有しながら、今後鎌倉市の英語教育をよりよくしていければと思った。

(2) 部長等報告

教育部長

市議会 2 月定例会の概要について、ご報告させていただきます。

2 月定例会は、去る 2 月 7 日から今週の金曜日の 3 月 16 日まで、38 日間となっている。まず 2 月 7 日と 8 日に一般質問があり、6 人のうち 2 人の方が質問にお立ちになった。松中議員と竹田議員から、教育部関連のご質問を受けている。特に第一中学校の通学路である落石対策ということで、私どもも緊急対策を何度か施しているのだが、やはり抜本的な対策が必要だろうということで、今後神奈川県等を通じて対策を万全にしてほしいというご質問があった。

それから今日の議題にもあるが、学校における働き方改革ということで、教員の多忙化を中心としたテーマである。特に部活の在り方など文科省でも議論されているが、後程報告があるが、本市における教員、教職員の働き方改革に向けての改善プランというものを策定していくということを中心に、お話を進めさせていただいた。

その後 2 月 16 日から 20 日まで、新年度予算に対する代表質問があった。七つの会派から、順番にご質問をいただいた。1 番の永田まりな議員、鎌倉夢プロジェクトの会から、7 番の公明党の西岡議員まで、さまざまな視点から新年度予算に関連したご質問を受けている。特にここ数年やはり大きな課題、あるいは取り組むべき中心の課題となっている学校施設の老朽化にどう対応していくのか。トイレや空調の問題のみならず、将来どうやって学校を維持していくか、ご質問いただいた。

それから特にインクルーシブ教育に関して、特別な支援が必要なお子さんたちにどう寄り添って行くのかという、こういった大きなテーマもいただいております、今後この特別支援教育の在り方をしっかり議論して、計画を作って、この計画の中で取組を実現していこうという仕組みであるという答弁をさせていただいた。

あと、やはり中学校給食については本当に各議員さんからもご評価をいただいているところであり、今高い率で推移している給食の喫食率をしっかり維持していくことが私どものミッションと考えている。

そして、2 月 22 日に 29 年度の補足予算も含めた新年度予算、それから条例を常任委員会

でご審議いただく。その後常任委員会に出て来た意見を、特別委員会に意見送付するが、この常任委員会においては特に新年度絡みの条例予算に関する意見は付されなかった。22日の内容が報告事項が3件、条例2件、新年度予算である。29年度の補正予算で、手広中学校の受水槽の改修事業が含まれている補正予算があるが、これに関しては総員の賛成を受けて、後々補正予算が成立している。それから、教職員の多忙化への対応、図書館の読書活動推進計画、図書館の運営体制等々について、これも以前教育委員会の中でもご議論いただいた内容である。新年度については二つの条例とセットで予算を提案している。一つは基金の一部改正と生涯学習センター条例の一部改正で、これはご報告したとおり基金は教育文化施設のみならずさまざまな施設に対して、設置いわゆる建設のみならず、修繕等の内容についても対応できるような条例改正をするということ。それから生涯学習センターについては、使用料について特に会費をとって使用していただく部分についての使用料の改定を予定しているが、これについても意見送付はなかった。

途中の3月2日、先程申し上げた29年度絡みの補正案件について本会議で採決があり、補正予算は可決成立をしている。そして新年度予算、平成30年度の予算に関する審議が、3月5日から13日に開催され、教育関係については3月6日に審議をいただいた。予算に対する意見としては、小学校における入学準備金の入学前支給について。これは中学校に入学する時にいろいろな準備がある関係で、前倒しで支給をするという仕組みが始まっているが、是非小学校についてもそういった内容を検討してほしいという意見であった。それから学校のトイレ改修。これはスピード感をもって、これから10年かかるものを3年で上げていこうということについてのご意見であった。それから、特に最近インターネットを取り巻く環境について、情報リテラシーの話やいじめなど、いろいろな部分でインターネット環境の弊害が出ているというご意見であった。そして今週金曜日3月16日に本会議が開催され、新年度関係の条例、予算が審議され、新たな新年度を迎えていくという状況である。

文化財部長

それでは引き続いて文化財部、歴史まちづくり推進担当関連について報告をする。

まずは一般質問で、6人中2名の方から質問をいただいた。松中議員と長嶋議員である。

松中議員からは、平成30年度は明治150周年ということで、それに関して何か出来ないかということ。それから、「やぐら」という鎌倉固有の文化財に関して、調査・研究を進められないかということ。そして先般この委員会でもご報告させていただいたが、埋蔵文化財の報告書の未刊行部分についても、さまざまな質問をいただいた。これに関しては、債務負担行為が打てないのかという質問もいただき、総務部長から答弁をさせていただいたところである。長嶋議員についても、未刊行の報告書に関して、解消に向けて予算をどのくらいかけていくのか、あるいはやはり調査研究体制を強化していく必要があるのではないかという質問をいただいたところである。

続いて代表質問であるが、7会派中4会派から質問をいただいた。文化財部関連では、大町釈迦堂口遺跡のトンネルの安全対策の進捗状況について。それから、埋蔵文化財センター等の調査体制の強化について。あるいは、デジタル技術による資料の保存について。あるいは、やぐらの調査研究体制というようなご質問をいただいたところである。さらには、発掘された遺跡の見える化といったことについても質問を頂戴した。歴史まちづくり推進担当で

は、日本遺産の認定の効果や、皆さんご関心を持っていただいているということだと思いが、歴史文化交流館開館後の状況等について、ご質問を頂戴したところである。

その後、2月22日に開催された教育こどもみらい常任委員会においては、これは前回の当委員会でご報告させていただいた、29年度の市指定の文化財指定についてと、未刊行の発掘調査報告書について報告申し上げ、ご了承いただいた。次に30年度の一般会計予算、文化財部所管部分について、これは送付意見なしということでご了承いただいた。

続いて2月27日開催の総務常任委員会においては、歴史まちづくり推進担当所管部分の平成30年度の一般会計予算の審査を受けた。これについても特に送付意見等なしということであった。

これに引き続いて、3月6日開催の予算等審査特別委員会において、平成30年度一般会計予算の審査、文化財部及び歴史まちづくり推進担当所管部分の審査を受けた。質疑については7名の委員からご質問をいただき、全般的に見渡すと、このあと課長報告で報告をさせていただくが、現在野村総研跡地を閉鎖しているが、その状況をお尋ねいただいたのと、それから代表質問でも取り上げられた日本遺産や、世界遺産の現在の進捗状況、あるいは歴史的風致維持向上計画の進捗状況ということで、歴史まちづくり推進担当のミッションの進捗状況について、多数の質問をいただいたところである。特に予算について意見は付されず、ご了解をいただいたと理解している。

最後、その他として、3月2日に開催された本会議において、先ほど一般質問あるいは代表質問でやぐらの調査研究体制の強化というようなご質問を頂戴したと報告したが、その関連、あるいはその発展ということと解釈しているが、議会議案第8号として「国の主導のもと、「やぐら」の学術的な調査研究を促進し、その保護を図る体制の整備を進めるよう国に求める意見書」の提出について提案され、全会一致で可決され、関係機関に議長名で送付されるということになったことをご報告申し上げます。

(3) 課長等報告

ア 鎌倉市学校職場環境改善プランについて

安良岡教育長

報告事項ア「鎌倉市学校職場環境改善プランについて」、報告をお願いします。

学務課担当課長

学務課教職員担当から、「学校職場環境改善プランについて」ご報告する。お手元の資料をご覧ください。

教育委員会では、平成29年6月に学校職場環境改善検討会を設置し、教職員の多忙化への対応を含めた職場環境の改善について検討してきた。検討を進めるにあたり、実態把握が必要であると考え、平成29年7月、小・中学校に勤務する教職員を対象に勤務実態調査を実施した。この調査結果によると、始業前をはじめ、放課後や土・日・祝日など、勤務時間外にさまざまな業務を行っており、授業の準備や成績処理、学校行事、保護者対応など、多

岐に渡る業務を抱えている実態が明らかになった。

このような現状を踏まえ、検討会において文部科学省の学校業務改善アドバイザー派遣事業を活用し、アドバイザーである妹尾昌俊氏から助言を受けながら、教職員の職場環境の改善に向けた取組について検討をしてきた。そして、この度、職場環境の改善について具体的な改善策と計画を取りまとめた「学校職場環境改善プラン」を策定した。今後は、このプランに基づき、学校と教育委員会が一体となり、教職員が生き生きと働く職場環境づくりを進め、教職員が子どもたちとしっかり向き合う時間を確保することによって、子どもたちの健やかな育ちにつなげていきたいと考えている。このプランは平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間の取組をまとめている。年度ごとの振り返りをしながら進め、平成 33 年度に今年度と同様の実態調査を行い、調査結果を比較することによって成果と課題を検証する予定である。

資料の 2 ページ、主な取組になる。「(1) 業務改善に向けた取組」の「ア 出退勤時刻の管理」である。教職員が勤務時間を意識した働き方を進めるために、校務支援システムを活用して、出勤・退勤の時刻を管理する。勤務時間を把握することは労働法制上、校長や、教育委員会に求められている責務であるとともに、教職員が業務の状況を客観的に把握し、働き方を見直すためのきっかけとなると考えている。平成 30 年度に中学校 1 校でテスト実施をし、平成 31 年度から中学校 9 校で実施を予定している。小学校については、3 ページの「オ 校務支援システムの導入」に合わせて、平成 32 年度から実施を予定している。具体的にはタッチパネル式を考えており、専用端末のパネルを出退勤時にタッチすることによりその時刻を記録する方法を検討している。

次に「イ 夏季休業中の閉校日の設定」である。閉校日の設定については、十分な休養や、自己研鑽の時間を確保するために、夏季休業中の一定期間を「閉校日」とする。平成 30 年度は、試行として 8 月 11 日（土）から 8 月 15 日（水）までとし、学校の全ての業務を行わず、13 日（月）から 15 日（水）までは、小学校の学校施設管理員も置かない日とする。ただし、部活動の全国大会などの特別の事情がある場合には、個別に教育委員会と協議をして、判断をさせていただく。職員の服務については夏季休暇で対応してもらうが、臨任及び再任用の方は「夏季厚生活動による職務専念義務免除」の扱いとする。また、13 日から 15 日までの保護者からの緊急連絡については市教育委員会が対応し、連絡内容を校長先生へ学校携帯を使って報告する。保護者に対しては 4 月当初に学校閉校日の試行について教育委員会から周知し、改めて 7 月に緊急連絡先を含めた詳しい内容を記載した通知文にて周知を図る。

続いて、「ウ 夜間の留守番電話の設定」である。教職員が終業時刻をより意識して集中的に業務を行うために、また、保護者等にも終業時刻の理解を得るために、夜間の留守番電話設定を進める予定である。平成 30 年度は、すでに留守番電話機能がある中学校で試行的に実施し、併せて小学校に留守番電話機能を設定する予定である。中学校での実施時期や、実施の時間設定についてはこれから調整をさせていただきたいと考えている。

続いて 3 ページ、「部活動の休養日の設定」である。教員の負担軽減や生徒の発達を踏まえた適切な指導に向けて、土曜日または日曜日のどちらか 1 日を原則休養日とする。大会等でどうしても休養日が取れなかった場合には、前後の月を含めて月に 4 日以上は土・日の活動をしないこととする。今日の新聞報道にもあったが、この 3 月にスポーツ庁から部活動のガイドラインが示されるが、鎌倉市でもこのガイドラインを踏まえ平成 30 年度に検討委員

会を立ち上げ、平日の休養日や活動時間、外部指導者等について検討を行い、ガイドラインを策定する予定である。

次に「オ 校務支援システムの導入」については先ほど申し上げたが、これまでも継続的にICT環境の整備を進めてきたが、平成32年度までに小学校への1人1台の校務用パソコンの配備や校務支援システムの拡充に取り組んでいく。

続いて「カ 給食に係る就学援助制度の改正」については、現在学校で行っていただいている就学援助対象世帯に関する給食費の収納や喫食の確認、教育委員会への報告などの事務負担を制度の改正によって軽減しようと考えている。

また4ページ「給食会計の公会計化」については、文部科学省が示した働き方改革緊急提言においても給食費の公会計化が求められていることから、検討会を設置して、平成30年、31年度に公会計化に向けた検討を行う予定である。

続いてク、ケの「調査・報告依頼の精選」及び「研修の精査・精選」については、今までもこの精選を図ってきたとおり、今後も継続して検討していく。

「(2) 人的配置による支援の取組」では、「ア 小中一貫教育推進のための市費非常勤教師の配置拡充」として、今年度、平成29年度は中学校英語の免許を持つ非常勤講師を2名配置し、小学校の外国語の授業を実施してきた。平成30年度にはこの非常勤講師を2名増員して4名とし、すべての小学校で授業を実施する予定である。

5ページ、「イ 様々な人的支援の継続・拡充」については、参考としてこれまでの人的支援の状況を記載したが、平成30年度には学級介助員や宿泊介助員の増員を行うなど、今後も人的支援の継続・拡充に向けて検討をしていく。

「(3) プラン推進のための取組」として、教育委員会に職場環境改善実行委員会を設置し、計画の進捗状況を管理する中で、取組の成果を検証しながらこのプランを進めていこうと考えている。

6ページでは、学校施設の整備に向けた取組を示している。働き方改革とは視点は異なるが、学校施設の整備を進め快適な職場環境を作ることによって、仕事の効率化につなげていきたいと考えている。

7ページ、「その他の取組」として、学校安全衛生委員会を設置する。教職員の心身の健康維持について総括的に取り組むことによって、教職員が教育活動に専念できる環境作りを進めたいと考えている。

その他の「イ 学校事務職員の学校運営への積極的な参画」である。文部科学省は昨年12月に示した「学校における働き方改革に関する緊急対策」の中で、「学校や教師、事務職員の標準職務を明確化した学校管理規則のモデルを作成する」としている。国が作成するこのモデルを踏まえ、事務職員のさらなる活躍や学校間の事務の標準化を通じた事務処理の効率化を図るため、学校事務連携組織による共同した事務処理を積極的に進めていきたいと考えている。

今後はこれまで説明させていただいた取組を一つひとつ着実に進め、学校における働き方改革を実現させていきたいと考えている。

(質問・意見)

下平委員

まず5ページと7ページに、先ほど発表にもあったが職場環境改善実行委員会、それから安全衛生委員会を教育委員会内に設置とあったのだが、これは、どこにどのような形で何人ぐらいでいつ頃設置されるのか、具体的にあればお伺いしたい。

学務課担当課長

まず職場環境改善実行委員会については、今年度立ち上げたこのプランを策定するための職場環境改善検討会とメンバーとしては同様に、教育部内、部長が座長としてトップにおり、その他次長、課長で構成する。検討会では、必要に応じて校長先生であるとか、先ほど申し上げた文部科学省の業務改善アドバイザーに入っただき、ご意見などをいただいていた。その引き続きということで、検討会で策定したプランがしっかりと進められているのか、どこが上手くいかないのかということを検討しながら、今度は実行に移していく段階に入っていくと考えている。時期的には、出来るだけ年度が始まった早い時期には設置をしていきたいと考えている。

それから安全衛生委員会については、これまでは各学校を一つの事業所とみなして、鎌倉市の場合50人以上の職員がいる学校はないので、全て50人以下の事業所と捉えて各学校で教頭先生に衛生推進者として学校安全衛生の中心として各学校ごとに進めていただいていた。それを教育委員会に学校安全衛生委員会を設置することによって、25校総括的に学校の安全衛生を進めていこうという考え方になる。平成30年度については産業医による学校訪問の施行を試みる予定になっている。実際に産業医の面接が出来るシステムは教育委員会に作ってあるのだが、どうしてもシステムとしては80時間以上勤務した職員に管理職が声をかけてその職員が希望した場合に産業医の面接につなげるということをやっているのだが、ここ4年間で面接をした教員が今年度の平成29年度1名のみと、ほとんど活用されていないという現状もあるので、そうであれば産業医が学校訪問をして相談しやすい体制を作れば、先生方もそういった心身の状態についての相談もしやすいのではないかとということで、それを施行して安全衛生委員会を進めていきたいと考えている。

下平委員

産業医による学校訪問はよいことだと思うのだが、今現実には教頭先生が主体でとおっしゃっていたが、この安全衛生委員会というのは、教育委員会の中に新たな組織として産業医の意見を取り入れて作るという認識でよろしいか。私どもも学校訪問等、今までさせていただいているが、やはり先生方、生徒とのコミュニケーションの在りようとかいろいろな場面で目にするあたり、気づいたことなども今までもご報告させていただいているのだが、そういうことを伝えられる窓口みたいなものが明確になっているとありがたいと思う。よろしく願います。

山田委員

2ページ目に質問があるのだが、夏季休業の日程、試行で8月11日から15日というのをお聞きしたが、正直短いという印象で、先生方が充分な休養をして、ここに書いているような自己研鑽の時間を確保してということを見ると、最低1週間ぐらいはお休みいただいた

方がよいのではないか。なるべくなら2週間ぐらい、英語の先生が海外に行ったりする必要もあるかもしれないし、学校の先生は休みが取れないと思うので、まとまった休暇が1年に1回ぐらいはしっかり取れて、本当の意味で自分が高められるような休みというのを経験していただいた方がよいのかと思う。その妥当な期間がどのぐらいかというのは分からないのだが、3日というのは折角こういうことに着目して新たに制度を取り入れるという中では、短いという印象である。

それと夜間の連絡のウのところだが、留守電もよいと思うのだが、少し旧体制的な印象を受け、どんな連絡がこの夜間に入ってくるのが分からないのだが、メールとかもう少し、電話だと聞き取れる取れないこともあるかもしれないし、よほどの緊急の場合は別としても、基本的にもう少しメールとか何か対応しやすいものにした方がよいのではないかと思った次第である。もしかしたら現実に即していないかもしれないのだが。

学務課担当課長

夏季休業に対するご意見、もっと長くということだったのだが、神奈川県内でもいくつか既に取り組んでいる市があり、概ね土日にも上手く絡めながら3日間というのが多い状況である。他市町においては土日を含めて3日間、その土日の振替は特にしないという固定で3日間というような取組もある。神奈川の今の現状でいくと、1週間であるとか2週間長期に渡ってというのはまだまだ取り組めてない状況がある。まずは鎌倉市では試行ということやってみて、もっと長い方がよいのか、あるいは3日でも取りづらいというのがあるのかどうか、その辺も課題をしっかりと洗い出して検討していかなければいけないと思っている。

私の経験上だが、中学の場合7月の終わりの大会の振替も上手く取れずに、5日間の夏季休暇も消化しきれないという運動部の顧問はまだいるのではないかと思うので、そういう教員にとっては3日であっても、ここで夏季休暇で消化できるという一つ大きな第一歩なのかと考えている。

それから夜間の留守番電話の設定については、どうしてもまだ保護者とのやり取りはほとんどが電話でやっている状況であり、こちらから一方的に学校の通知を出す時には一斉メールでやっているのだが、その返事をもらうとか保護者から何かメッセージをもらうという体制はまだ出来ていないと感じている。今後、メールであるとかICT環境の各家庭での普及等も踏まえながら検討材料になっていくとは考えている。

山田委員

後は給食の公会計化に関しての話なのだが、これは私たちも学校訪問だとか委員をさせていただいた期間の中で何回も上がってきたと思うのだが、30年に検討委員会を立ち上げてだったか、もう少し迅速に対応できないのかと思うのだがいかがか。

学務課担当課長

県内の先行市の事例を見ると、やはりどうしても時間がかかる。例えばお隣の藤沢市では当初から市で一括していた私会計を公会計に移したのだが、鎌倉の場合現在16校でやっている状態を取りまとめ、それから公会計という2段階のことは行なわなければならない。いろいろ参考にさせていただいている情報をみると、やはり2、3年、準備に相当な時間を要し

ている。出来る限りの中で早くやっていきたいと思うが、あまり急いで無理な制度改革をするよりも、確実に、特にお金を扱う話になるので、失敗のないよう慎重な姿勢で進めさせていきたいと思っている。ただおっしゃるとおり、その中で出来る限りのスピード感を持って対応していきたいとは考えている。

安良岡教育長

今、小学校は地元の業者を活用して、個人のお店から購入しているので、支払いも個人個人の1件1件、学校によって支払うところがさまざま、そういうところが難しい。中学校は1か所で作っている、1か所でそれぞれの業者に支払うという方法である。その辺をどう工夫していくか、いろいろ検討していきたい。支払いの難しさが今の段階ではあるということである。

齋藤委員

人的配置の支援の取組というところなのだが、30年度には2名を増員し、計4名でということ。すべての小学校16校で授業実践を行う予定ということで、とてもよい取組をして下さっているという思いを持っている。それに併せて、学級介助員や学級支援員のところ、そこはほんの2名を増やすということだけでも相当大変だということは痛いほど分かるのだが、それでも微々たるものでも前進しているというところはありがたいと思い、だが今学級がいろいろトラブルを抱えているという噂を聞くと、少しでもこういう取組を、微々たるものでも積み重ねていってほしいと、非常に強く思っている。支援が出来るように、そして先生も児童も生徒も快適に学びができるような体制をとってほしい。またそうしていきたいという思いを持っている。よろしく願います。

学務課担当課長

人的な支援については、勤務実態調査の自由記述の中でも、先生方の声として「なんとか人を増やしてほしい」ということが圧倒的に多く出ていた。ここに今までの経過を含めて示したのは、先生方にも教育委員会も着実に「やっているのだ」というメッセージを送りたかったという意図もある。それからもっと根本的な人的な支援というか、資源というか、それはやはり定数を改善しないと根本的な解決にはなかなかつなげていかないとも思っているので、そこは県教育委員会に今以上の増員、あるいは定数そのものの改善を国に働きかけてほしいと、これからも強く働きかけていきたいと考えている。

朝比奈委員

学校を訪問した時に、先生によっては本当にお疲れで、呆然と外を眺めているとか、そういう先生方をお見受けすると、きっと大変なのだろうとか、全然休めていないのかとか、いろいろ想像する。あるいは教室のお掃除が行き届いていないのも、ゆとりがないということの表れだと思うので、いろいろなテクノロジーも導入したり、外部の方からのアドバイスもいただいたりしながら。休みが3日しかないというのはすごく大変なことなのだが、せめて例えば自宅で業務をするような時、学校外で業務をしていることも、ある意味評価につながるような、この校務支援システムというのがどういう仕組みかよく分からないが、これが学

校にいないと機能しないのか、それともパソコンを持って行って自宅でログインすると働いたことになるのかとか、何かやった甲斐がないと先生方もやはり気が滅入ってしまうし、やる気にもつながらないと思う。そのうち健康を害してしまえば、やはり子どもたち、児童生徒に対しての親切的な余裕も乏しくなってくるので、いずれにしても人間がやるわけだから、やれることというのは多分限度があるし、個々の体力や能力にも関わってくるので、なんとか皆で協力し合ってよりよい状況に持って行っていただきたいと思う。

安良岡教育長

今のご意見も参考にしながら、進めていきたいと思う。

(報告事項アは了承された)

イ 中学校給食に関するアンケートの集計結果について

安良岡教育長

次に報告事項イ「中学校給食に関するアンケートの集計結果について」、報告をお願いします。

学務課担当課長

それでは、課長等報告事項イ「中学校給食に関するアンケートの集計結果について」報告する。議案集の2ページを参照願いたい。

11月7日の中学校給食開始から、一定期間を経過した時点における生徒の感想や要望などを聴取し、今後の献立作成やおかわりごはんの提供量の見直しなどに活用する目的で、生徒を対象としたアンケート調査を実施した。この度、集計結果がまとまったので、資料に基づき報告する。

アンケートの内容は5ページから6ページのとおり。1月12日から31日までの間、市内の9校全ての生徒を対象として実施した。平成29年5月1日現在の対象者数3,416名のうち約88%、3,005人から回答があった。

議案集3ページ、中学校給食ニュース増刊号を参照願いたい。

左上「1 全体について」、全体量は男子生徒の約半数が「ちょうどよい」と回答し、「多い」「やや多い」生徒が2割、「少ない」「やや少ない」生徒が約3分の1となっている。一方で女子生徒は「多い」「やや多い」の生徒が全体の6割、「ちょうどよい」の生徒が約3分の1、「少ない」「やや少ない」の生徒が合計で7%となっている。男子生徒には「少ない」と感じている生徒が一定数いるのと対照的に、女子生徒には「多い」と感じている比率が高いという結果が出ている。

次に「全体量」の欄の右側、「味付け」をご覧いただきたい。約3分の1の生徒が薄いと感じているが、半数はちょうどよい、との回答であった。

その下の「温度」の欄である。冷却処理をせず、温かさを保った状態で届けているごはんや汁物について聞いた。いずれも「温かい」「ちょうどよい」の合計が約9割近くとなり、当

初見込んでいたとおり、温かい食事を届けることに成功できていると自負している。

これらの結果を踏まえた「全体の満足度」については、「満足」「やや満足」「ふつう」の合計が全体の4分の3となっており、この結果から、利用者である生徒たちからは、一定の評価を得ているものと考えている。次に、「2 給食の量について」である。まず「ごはんの量」について聞いたところ、半数以上の生徒が「ちょうどよい」と答え、「少ない」と答えた生徒は14%であった。また「多い」との答えは25%と、「少ない」との回答よりも多い値を示している。この「ごはんの量が少ない」と答えた生徒たちに、おかわりについて聞いた結果が、真ん中の枠内の記載である。おかわりをする生徒の半数は「毎日」おかわりをしており、1日のおかわりで食べる量は、1個まるまるという生徒が3分の2以上となっている。また1個まるまるでも足りないとのことで、それ以上を必要としている生徒は、ごはんの量が少ないと感じている生徒の約1割を占めていた。現在おかわりごはんは、注文5個に対して1個ずつ用意している。給食が始まって4か月経ち学年やクラスの状況や傾向が分かってきたことなどから、余ったおかわりごはんを隣のクラスや他の学年に回すといった調整を行っている学校もあると聞いている。このような運用上の工夫を全体に広げながら、もう少し様子を見て今後のおかわりごはんの数などについての検討につなげていきたいと考えている。

次に一番下、全体について「完食していますか」との欄。男女合計としては完食している生徒としていない生徒が、半々となっている。完食していない理由としては、量が多い、時間が足りない、おいしくない、嫌いなものがあるといったものが主な要因として挙げられている。調理や献立作成面に対応できる部分は、鋭意改善を図っていく。また、時間が足りないという声に対しては、新年度から昼食時間を延ばすという日課表の変更を予定している学校もあり、一部改善が図られるのではないかと考えている。

4ページ、「3 給食が始まってよかったことは」というところだが、「荷物が軽くなった」が半数以上から上がっており、次いで「温かい食事が食べられる」「栄養バランスの良い食事が食べられる」といった順となっている。なお、ここに記載はしていないが、生徒たちからの特徴的な回答として「親の負担が減ったこと」や「弁当を作らなくてよくなった」「弁当箱を洗う手間が省けた」といったものが、少ないながらも複数見受けられた。

次にその右側「4 給食で食べたいメニュー」の上位5位までは、記載のとおりである。記載以外のものを含めて、デリバリー方式での提供においては厳しいもの、あるいは記載にはないのだが6位に寿司が上がるなど、給食にふさわしくないものがあつたが、なるべく生徒の声を今後の給食に反映できるよう、献立作成や納品業者との調整を工夫していく。

次に「5 給食を利用しないのはなぜですか」とその理由について聞いた。この回答人数は468人で全回答者数のうち16%となる。その理由としては「家の人の作った弁当が好きだから」という声が多く、上の学年ほどそういった声が多く出ている傾向があつた。

最後に「6 意見・感想」の欄に、自由記述としての意見や感想の一部を掲載している。これらの意見などから、給食を楽しみにしてもらっている様子や、こちらが給食実施を通じて伝えたかったことが、生徒たちに届いていることが分かった一方で、手厳しい意見や、おかわりを冷やしている理由等こちらの意図が十分に伝わっていない点なども明らかになった。開始から4か月経ち、まだまだ多くの改善点があると感じており、今回のアンケート結果を十分に参考にしながら、今後の献立作成や給食の提供方法などの検討を学校とともに引き

続き行っていく。

(質問・意見)

下平委員

いろいろ苦勞の結果、非常に好評な結果だと思う。全体の満足度のところ見ると、「やや不満」と「不満」が 25%ある。アンケート用紙を見ても、「やや不満」や「不満」と答えた方はどの点であったか、ということを知った方が実はよかったのではないかと思う。「やや不満」と「不満」と答えた人は、単なる量については問いがあるのだが、量だけではなくて何に不満があるのか、という声を今後に生かすのが重要ではないかと思うのだが、その辺は何か入ってきているのか。

学務課担当課長

おっしゃるとおり、アンケートの設問については今後工夫が必要であると考えている。今後保護者の試食会におけるアンケートや、教職員の意見なども聞こうと思っており、子どもたちも引き続き機会があればと考えているので、その際には工夫をしていきたいと思っている。ただクロス集計的なアンケートの聞き方をしていなかったことなのだが、やはり自由意見を見ると量についてのところが、特に女子から「多いから少しきつい」という意見が見受けられたところが印象に残っている。

山田委員

その量についてなのだが、前も申し上げたかもしれないが、例えば「普通盛り」と「大盛り」とか、「ごはんダブル」とか、何か申し込みの時点である程度、その日によって召し上がる量が、多少はお腹がすいていたりいなかったりということはあるかもしれないが、そこまではできないので、基本的にたくさん召し上がる方か少なめか、という選択ができるように、男女ではなくて女性でもたくさん召し上がる方もいるだろうし、選択できるように、来年以降検討はできないか。

学務課担当課長

おっしゃるとおりで、それがベストだと考えている。ただ、言い訳のようになってしまいが、当初 60%の喫食率で見込んでいたものが、1月の喫食率が 74%。この前卒業した3年生が一番低くて、学年が下がることによって喫食率が上がってくるので、今度の新1年生が来ると、場合によってはもっと上がる可能性もある。正直なところ、今工場に余裕があまり見受けられない状況でやっているのだから、なかなかさらに複雑な形となると、現段階での対応としては難しいと思うので、今後それを実現するには多くの課題解決が必要かと思っている。ただ、そのままにしておいてよい話ではないので、何ができるかというのは学校とともに考えていきたいと考えている。

朝比奈委員

「給食が始まってよかったことは」というところに、数としては少ないのだが「クラスメ

イトと同じものを食べられる」というのがあって、これはお母さんが作ってくれた、あるいは家族のどなたかが作ってくれたお弁当を、皆が違う物をいただくというのがお弁当の醍醐味ではあるが、学校で揃って同じものを食べるというのは、小学校でやってきてはいるものの、もう少し大きくなった中学校の考え方として、揃って同じものをいただいて、皆が同じように学ぶ場で同じものを食べるというのは何か、私は修業道場でそういう暮らしをしてきたので、そういうものに通じるような気がする。言い方は悪いが本当にただ「食べるだけ」というのではなくて、食べ物のありがたみみたいなものを味わいながら同じものを食べるということの意味を感じながら過ごせる時間ができるとうれいと感じた。

学務課担当課長

先程量については話をさせていただいたが、確かに今委員からお話があったように、時間についても子どもから、もう少しなんとかならないのか、というようなものも自由記述としては多数見受けられた。学校も学校なりに少しずつ延長するなど、新年度からも新たに検討して延長してくれるようなところも伺っているので、学校自体は工夫をしているところではあるが、それが十分かという点、この結果を見る限りはなかなか十分とは言い難いような状況となっているので、今後も学校との話し合いなどで改善が必要かと思っている。あと皆と一緒に食べるといったときに、前にも申し上げたが毎日「一口メモ」という形で献立の関係で話題提供の形で献立ボックスに1枚ずつ各クラスに紙を入れており、今日のこの献立はこういうもので、こういう理由で出している、というように一つ的话题を提供するような形で皆で「なるほどな」と給食の時間に思ってもらえるようなやり方も今やっているところである。本当に皆で楽しく食べていただけるというのが理想の形で、今後も進めていきたいと考えている。

安良岡教育長

4ページに「栄養士コラム」というのがあるのだが、栄養士が実際に作っている現場へ毎日行って、味見をしている。そういう点で、子どもたちが「味が薄い」と感じることは少ない味の調整をしてもらっている。本当にハーベストの皆さん、作る方の努力かと思う。それから食品納入業者の中で、この間中学校の卒業式の前に「お祝い弁当」ということでお赤飯を作ったのだが、その時に井上蒲鉾様から揚げボールを食材として納入していただき、地元の食材ということで、皆さまに協力をいただいているところである。これからも中学校給食、子どもたちにおいしいと言ってもらえるようにまた取り組んでまいりたいと思うし、1年生も4月から給食が始まるので、もう申し込みをしているようである。6年生なのだが、もう家庭で実際に登録が進んでいるところである。

(報告事項イは了承された)

ウ 平成29年度教育センター事業報告について

安良岡教育長

次に報告事項ウ「平成 29 年度教育センター事業報告について」、報告をお願いします。

教育センター所長

報告事項ウ「平成 29 年度教育センター事業報告について」説明する。議案集 7 ページ、別冊の「平成 29 年度事業報告（案）」の 5 ページをご覧ください。

中段にある「幼児教育研究協議会」を、1 月 24 日に開催した。160 名という多くの参加があった。全体会で平成 29 年度の幼児教育事業についての基調報告を行ったあと、四つの分科会に分かれ、幼稚園、保育園、小学校からの実践報告と協議を実施し、幼・こ・保・小の連携を深めることができた。

5 ページから 6 ページには、平成 29 年度の研究会の活動内容を記載した。各研究員は、鎌倉の教育のために熱心な研究推進に取り組んだ。(1)教育課程研究会、(2)教育指導研究会、(5)情報教育研究会が、本年度、研究のまとめとして報告書を作成している。(1)教育課程研究会では「考え、議論する道徳」を目指した授業づくりについて、(2)教育指導研究会では「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けての実践について、(5)情報教育研究会では情報教育機器を効果的に活用した授業づくりについて、それぞれ研究を進めてきた。研究成果をまとめた報告書を各学校に配付するとともに、研究発表会を開催し、校長会等でも周知するなど、その成果を学校の教育実践に生かしてもらうよう啓発に努めている。

7 ページ、平成 29 年度の研修会の概要をまとめた。総研修回数は 2 月末現在で 53 回で、延べ参加者数は 1,814 名であった。

続いて 8 ページから 10 ページには、各種研修会の報告を記載した。8 ページには、今日的教育課題の解決に向けての市教育センター企画研修会について記載した。夏季休業中を中心に研修会を設定し、多くの先生の参加があった。また、各学校の要請に応じて、各学校を会場にして実施する学校支援研修会は、9 ページに記載をした。先生方からは、「未来の子どもたちが、どんな資質や能力を身に付けなければならないのか、研修会を通じて少し理解ができた」「学級経営につながるヒントをたくさんいただいた」等の感想が寄せられている。

次に 10 ページ、「イ 基本研修」として、市が実施した初任者研修会、1 年経験者研修会、2 年経験者研修会について掲載した。初任者研修及び 1 年経験者研修について報告をさせていただきます。本年度初任者研修の対象者は 20 名であった。初任者研修は、県立総合教育センターが主催する研修と、各学校における校内研修、さらに鎌倉市教育センターが行う研修がある。鎌倉市教育センターが行う研修は年間 4 回あり、そのうち 2 日間は夏季休業中に 1 泊 2 日の宿泊研修を行った。今年度は、天気もよく実施することができた。場所は、県立足柄ふれあいの村で、自然体験活動を通した人間関係づくりや集団宿泊的行事等の指導法について研修を行った。2 月 13 日には、最後の初任者研修会を実施した。教育長、教育部次長より、1 年間の振り返りと教師としての必要な能力、資質についての講義の後、「児童生徒が意欲的に取り組むための授業づくり」をテーマに、グループに分かれて協議を行った。

続いて 1 年経験者研修について報告する。平成 29 年度の対象者は 26 名であった。研修の内容は、指導主事が訪問しての研究授業と授業力向上のための選択研修、そして各学校においての各自の課題解決研修である。2 月 2 日には、平成 29 年度鎌倉市 1 年経験者研修研究協議会を実施し、インクルーシブ教育に関する研修と、一人ひとりの課題解決に向けた取組に関するグループ協議を実施し、1 年間の振り返りを 1 年経験者研修の仲間と共有した。

「ウ 鎌倉市教育指導員」については、1月末までに194回の派遣があり、延べ372人の教員へ指導を実施した。

11 ページには、教育情報事業について記載をした。各種発行物により、先生方への教育情報の提供や、教育センター事業の広報活動に努めてきた。

(2)のクを参照願いたい。平成28年度より鎌倉教育史第3巻、これは仮の題になるが、刊行準備委員会を立ち上げ年間3回開催している。主に平成年間の鎌倉の教育を概観した内容になる予定である。現在は主に資料の収集や掲載内容の検討を行っている。

12 ページ、(1)では県内の研究所連盟との連携事業、(3)には市庁舎見学等の一覧についてまとめてある。13ページは相談室事業について掲載し、14ページ以降には平成30年1月31日現在の相談室の利用状況についてまとめた。

2月、3月については現在集計作業中であり、5月の定例会にて報告する。なお、5月の定例会では私が申し上げた課題がもう少し明らかになるような集計の仕方について、それから昨年度平成28年度より当センターの教育相談員が小学校に定期訪問を開始した事業についてのまとめについては、こちらも今集計中であるので、5月の定例会でお示ししたい。

14ページの利用状況について、(1)相談人数と件数等だが、1月末現在で相談者が333人、延べ1,638件の相談があった。前年の同時期と比べて相談人数はやや増加、延べ件数は若干減少している。(2)の学識等別相談対象者の内訳については、相談対象者333人のうち、小学生が169人、中学生が110人となっており、前年度と比べると小学生の割合がやや増加しているということになっている。(4)相談内容の内訳は、最も多いのは例年と同じく「不登校・登校しぶり」の85人、25.5%ということである。また家族関係、養育に関する相談が増加し、74件、22.2%であった。家族関係、養育に関する相談はここ4、5年ずっと増加傾向にあるということが見て取れる。それからいじめ相談ダイヤルについて、今年度1月末現在で27件の相談があり、うち小学生に関する相談が10件で、そのうち7件が匿名。中学生に関する相談は4件で、そのうち2件が匿名であった。お名前を言ってくださった相談に関しては、相談者の了承を得て学校に支援を働きかけている。お名前が分かった5件のうち2件は解決済みであり、3件は支援中であるが、そのうち2件は状況が好転していると聞いている。

16 ページ、(6)教育支援教室「ひだまり」の通室状況を参照願いたい。平成30年2月末日現在の登録者は中学生が12名、小学生が5名である。中学校3年生の登録者が現在6名おり、5名の進路が決定し、もう1名についても保護者・在籍校と連携を取り、出願の手続きを進めている。昨年の同時期はひだまりの登録者は9名であったので、通室生が約2倍に増加しており、毎日10名前後の児童生徒が通室している。今は暫定ということで台の消防出張所跡で活動しているが、若干手狭であるという課題も生じてきている。学校に復帰できた生徒もこの中で1名おり、ひだまりに通室しながら週に何回か学校に登校している子どももいる。また夏季・冬季休業中においては、ひだまりにおいて個別の教育相談を行った。学校だけでは解決が難しく、子ども相談課や、児童相談所など多機関と連携して支援するケースも増えてきている。毎月、定期的にケースの支援方針について確認をするケース会議を心理や精神科医のスーパーバイザーを交えて開催をしたり、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、関係機関の連携と環境の整備を行ったりするなどきめ細やかな支援ができるように取り組んできた。

(質問・意見)

特になし。

(報告事項ウは了承された)

エ 野村総合研究所跡地の閉鎖について

安良岡教育長

次に報告事項のエ「野村総合研究所跡地の閉鎖について」、報告をお願いする。

文化財課担当課長

報告事項エ「野村総合研究所跡地の閉鎖について」ご報告する。議案集8ページから10ページをご覧ください。

平成30年2月23日午後、野村総合研究所跡地利用者から、敷地内の橋のコンクリートが落下しているとの連絡があり、文化財課職員が現場に急行したところ、橋の一部が剥離して落下していることを確認した。橋の通行の安全が確認できないため、同日付で野村総合研究所跡地の施設自体を閉鎖する措置を取り、安全が確認できるまでの間、入場を禁止することとした。橋の安全確認については、現在、点検のための準備を進めているところである。

(質問・意見)

安良岡教育長

9ページの地図にあるように、この範囲を立ち入り禁止に全部しているということでしょうか。

文化財課担当課長

教育長からのお話のとおり、太い枠で囲んであるところ、これを立ち入り禁止区域としている。

朝比奈委員

ここを立ち入り禁止にすると、誰も立ち入れない、多くは陸の孤島になってしまうということか。

文化財課担当課長

封鎖する前は、例えば子育て団体の方だとか、あとは散策をする方だとかご利用いただいたのだが、今は、使えない状況になっている。それから地図で見ると南の方にグラウンドが閉鎖区域の外にあるのだが、こちらについては、例えば、北条常盤亭跡の方から通行できるような道があるので、こちらについてはご利用できるような形で周知をしている。

安良岡教育長

橋の状況なので調べるのも時間がかかるということで、閉鎖の期間が長くなると思っている。古いかねてから言われており、ここで剥落事故があったので、もう一度確認をしたいということである。

(報告事項エは了承された)

雑誌スポンサー制度について

安良岡教育長

次に、追加でお願いした中央図書館より「雑誌スポンサー制度について」の説明をお願いする。

中央図書館長

雑誌スポンサー制度についてご報告する。ただいま、委員の皆さまところに雑誌スポンサーのカバーのかかった本を回しているのので、ご覧いただきたい。図書館では現在ホームページの広告掲載や印刷物への広告掲載で収入を確保しているところである。平成 29 年度は、ホームページでの広告掲載で 1 社、印刷物への広告掲載で 3 社の応募があり、6 万 6 千円の収入があったところである。今回雑誌スポンサー制度に関し広告内容等を決定する者が市長となっていたところを教育委員会と修正等を行い、鎌倉市図書館雑誌スポンサー制度要領の改正を行った。

雑誌スポンサー制度は雑誌を企業等に購入していただき、雑誌カバーに広告を掲載し図書館に納入して貰う制度である。裏側が広告になっている。平成 28 年度は、今お返ししている「七緒」という雑誌をお店に購入していただき、広告を掲載したカバーを掛け腰越図書館で配架したところである。この雑誌は年 4 回発行で、1 冊 1,512 円なので、図書館の資料費として 6,048 円浮いたことになる。平成 30 年度も、ラグビー雑誌に関して雑誌スポンサーになりたいという問い合わせがきている。今後も、雑誌スポンサー制度も含めて広告収入制度の周知を図り、収入確保につなげていきたいと思う。

(質問・意見)

安良岡教育長

こういった制度を、市長部局がこういう広告の物を扱っていたのだが、教育委員会でやっているのので、教育委員会の承認の元でということで改正をしたということである。実際にはこういう物で、もう少し広告雑誌の部分を増やすため、もっと紹介をしていきたいと思っている。制度について、もう 1 回説明をお願いする。

中央図書館長

広告のスポンサーになりたいという方に雑誌を買っていただいて、カバーをして図書館に

納入していただくという形となる。そうすると、図書館ではその本は買わなくてよく、資料費が浮くという制度である。

山田委員

それは、この「七緒」という雑誌に限ってのことになるのか。

中央図書館長

雑誌は図書館にいろいろあるので、それ以外の雑誌でも応募はできる。来年度は、ラグビー雑誌に関して応募の問い合わせが来ている。それ以外も、例えば「和楽」とかそういう雑誌等でも構わない。

下平委員

そうすると、それをお願いしたいと事前にそちらに連絡があつて、どういう雑誌にどうい
う広告を入れたいということ聞いた上で、許可が出ればこうなるという理解でよろしいか。
審査はどうなるのか。

中央図書館長

そのとおりである。一応、雑誌等は一覧という形で図書館に用意してあるので、その雑誌
の中から応募したい方が選び、広告内容等もうちで審査して、大丈夫な物を載せていく形に
なる。

山田委員

これは、月単位で受け付けているのか。それとも年間購読という物なのか。月の場合は、
どの位事前に申請すればよいのか。

中央図書館長

一応、雑誌なので年間で買っていただくという形になる。

(報告事項「雑誌スポンサー制度について」は了承された)

オ 行事予定 (平成 30 年 3 月 14 日～平成 30 年 4 月 30 日)

安良岡教育長

次に報告事項のオ「行事予定」について、記載の行事予定について、特に伝えたい行事等
があれば、願います。

教育部次長兼総務課担当課長

教育部関係の行事については、議案集 11 ページから 13 ページとなる。

その中で 11 ページの 3 番目、「鎌倉の伝統文化を体感する～流鏝馬～」ということで、地

元鎌倉の伝統文化への関心を高めるとともに、郷土を思う気持ちを育てるため、市内の公立小・中学校に通う児童生徒に、鎌倉市観光協会主催の鎌倉まつり中で催される流鏝馬を觀賞する機会を作ろうとするものである。現在、小学校の5年生から中学2年生を対象に50名を対象として、応募期間中となっている。

続いて13ページ、27番である。「国宝館スペシャル『仏像入門ーのぞいてみよう！ウラとワザー』』というものなのだが、こちら中央図書館が主催し、国宝館の協力を得て、3月10日から開催中の鎌倉国宝館特別展にあわせ、展覧会をさらに楽しく、そして鎌倉の仏像により親しんでいただくために、仏像の特徴やみどころについて、国宝館の学芸員の方にお話しをいただくようになっている。こちらも先着順で現在受け付け中である。特別展の開催にちなみ、図書館では関連図書リストを作成してホームページ等でもご案内しているところである。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長

文化財部から、まずご報告させていただく。同じく13ページの29番、文化財課の所管で、「シンポジウム(鎌倉大仏の保存と調査・研究の“曼荼羅”ー平成27年度国庫補助事業の成果報告ー)」。これは、平成27年にご本尊の大仏様の健康診断という位置付けで高德院様が実施された状態調査とクリーニング作業の成果報告である。共催事業として、その成果、研究内容、成果がまとめられるということで、4月22日に開催する。4月1日号の広報で周知する予定である。

続いて一番下、33番、国宝館の「特別展『鎌倉の至宝』」である。国宝館で収蔵している国宝、重要文化財、こういったものを中心に展示する予定である。また、前回の当委員会でご審議いただいた29年度の市指定の文化財、そちらも併せてコーナーを設け、荏柄天神社詩版については展示。その他、図と梵天立像と帝釈天立像、そちらはパネル等のご紹介になってしまうのだが、そういった市の指定のコーナーも設けさせていただく予定である。

1枚おめくりいただき14ページ35番、こちらは交流館の事業で、今週の土曜日まで文化財の発掘調査の速報展の第一弾を開催させていただいているが、その今度は第二弾「特集：水と暮らす中世」ということで、展示替えの期間を挟んで、24日から開催する予定である。こちらは3月15日号の広報かまくらで周知するところである。またその下36番、こちらは歴史まちづくり推進担当の事業である。比較研究の連続講座をさせていただいていたが、平成29年度やぐらの調査研究をさせていただいた。そちらの特別編ということで、比較研究の報告をさせていただく予定である。併せて、高校生による鎌倉に関する研究の発表の場も、この中で設けさせていただいているところである。

トークセッションについては、前回の定例会でご報告させていただいたが、こちらは大変ご好評で、すぐに満員になった。朝比奈委員にご登壇いただくことになっている。

(質問・意見)

安良岡教育長

3月31日は満員で、これから申し込みはできないということで、朝比奈委員よろしくお願います。

下平委員

11 ページの 8 番の教育課程研究会、来月なのだが、これはテーマの時間と未定なのだが、これは現時点ではまだ未定なのか。

教育センター所長

こちらは学校が希望する講師を派遣するという学校支援研修会であり、現在学校と講師で調整中となっている。

下平委員

時間としては午後ということか。

教育センター所長

そうである。

朝比奈委員

1 日だけの行事であったりする場合は、曜日まで書いていただくと分かりやすい。確かめればよいだけの話なのだが。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 協議事項 「鎌倉市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的考え方」の策定について

安良岡教育長

次に、日程 2 協議事項「鎌倉市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的考え方の策定について」を協議する。協議内容の説明をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

「鎌倉市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」の策定について、説明する。議案集 15 ページ及び別冊の「鎌倉市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」をご覧いただきたい。

教育委員会事務局では、市立小・中学校の適正規模・適正配置について、平成 28 年度末から検討会を設置し考え方を整理してきた。こちらについてはあくまでも考え方を示すもので、個別の学校の統廃合を決めるというようなものではない。その検討状況については、平成 29 年 10 月 4 日の平成 29 年度第 3 回総合教育会議及び平成 30 年 2 月 2 日の第 4 回総合教育会議において報告させていただいたところである。この度、「鎌倉市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方(案)」ということで叩き台として示させていただき、その内容について教育委員の皆さまにご協議いただき、さらには学校の設置者である市から意見

を頂戴して、確定してまいりたいと思う。

その内容について説明する。本書の策定の目的である。1 ページでは、最初に本書策定の目的をうたっている。本市では、学校施設の老朽化に伴い、維持管理・建替え費用の増大が見込まれる中、今後の人口減少も想定されている。学校は、子どもたちが安心・安全に生活し、学ぶ事ができる環境であり続けるためにも、計画的な学校施設整備が必要であり、その適正規模や配置について基本的な考え方を示すことを目的として、本書を作成するものとしている。

二つ目に、学校施設に関わる現状と課題である。1 ページの下段からは、学校施設に関わる現状の課題を記載している。(1)に、老朽化の現状を説明している。市内公立小・中学校 25 校のうち近年建替えを行った御成小学校、第二中学校及び大船中学校を除き、ほとんどの学校は建築から 40 年以上が経過している。施設に不具合が出る度に、子どもたちの安全確保、教育・修学環境の維持向上という観点から優先順位を付け、修繕や改修工事を実施しているが、修繕による対応には限界がある。普通教室の冷暖房整備が終了する平成 32 年度以降は、大規模改修工事も必要になると考えている。一覧表は 25 校の築年数や敷地面積、運動場面積、校舎の構造等をまとめているものである。

3 ページに移り、(2)では、学校間の児童生徒数及び学級数のアンバランスについて説明している。平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間の児童数・生徒数の推計によれば、小学校では最小 199 人、7 学級の学校があるのに対して、最多 814 人、23 学級と、4 倍以上の人数、3 倍以上の学級数の学校がある。また、同じように中学校でも、最少 175 人、6 学級に対して、最多 588 人、17 学級と約 3 倍の生徒数、学級数の学校があり、アンバランスが生じている。今後人口の減少が見込まれる中、適正な学級数・人数を検討し、統合・学区再編を検討していかなければならない。児童数、生徒数の推計値については、10 ページから 12 ページの資料 1 及び 2 に示している。

三つ目として、4 ページから小・中学校の適正規模を検討している。児童生徒数からの適正規模の検討では、人口推計から検討している。平成 24 年度鎌倉市人口推計によると、小学校児童数は、今から 5 年前の平成 24 年度の 8,823 人から一時的に増えているものの、今から 10 年後の平成 39 年には、7,288 人まで減少し、さらにその 5 年後の平成 44 年には 6,604 人と約 2,200 人が減少する。同様に中学校生徒数も今から 5 年前の平成 24 年時点では、4,220 人から一時的に増えているものの、今から 13 年後の平成 42 年には、4,000 人を下回り、その後も減少するとされている。学校は、一定規模の集団で活動することを通じて、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」などを確実に身につけさせ、自立した人間の育成を目指す教育の場である。集団での活動や友達との関わりの中で、同じ価値を共有したり自分と違う考え方や個性に出会ったりする経験を通して、互いが切磋琢磨し、共に成長することができる。学校での行事や集団活動が活発に行われ、子ども同士のふれあいや友人関係がつかれるようにするためには、一定の集団規模や学級数を確保する必要がある。学校の適正規模については、学校教育法施行規則第 41 条に「小学校の学級数は 12 学級以上 18 学級以下を標準とする」と規定されている。文部科学省では、公立小・中学校の望ましい学級数を、小学校 12～18 学級、中学校 9～18 学級と示している。さらに、文部科学省により、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」において、学校がこの標準より小規模化、あるいは大規模化した場合のメリット、デメリットが示されている。資

料3の13ページから21ページを参照願いたい。これらに示されている考え方は、本市でも当てはまると考え、望ましい学級数は各学校概ね12から18学級と考えている。

5ページの(2)からは、その他の要因からの適正規模の検討として、神奈川県栄養士配置基準、土地利用状況、特別教室等からの検討を記載している。児童生徒数がピークにあった昭和50年代から60年代前半と比較すると現在は多種多様な学校施設の利用形態があり、さらに本市では特別支援教室を全校設置の方針としているが、空き教室等はほとんどない状況である。このため既存の学校施設に学級数を増やすことは難しい状況である。

6ページ、(3)では適正規模から考える現状と統合・学区再編の可能性を検討している。適正規模を12から18学級と考えると、現状で18学級を超える学校は5校ある。しかしながら、人口推計による今後の児童生徒数の減少を考慮すると、18学級を超える学校も10年以上先には適正規模の範囲に入ると思われる。一方適正規模の12学級を下回る学校は、7ページに示しているとおり、小学校が4校、9学級を下回る中学校が2校である。つまり現状が適正規模を下回る学校については、更なる児童生徒数の減少により単学級などのデメリットが大きくなると考えられるため、統合及び学区再編の対応が必要となることが考えられる。

四つ目として、学校施設の適正配置方針を示している。7ページからは学校施設の適正配置方針を記載している。(1)では、取組方針を記載している。アとして、文部科学省の公立小・中学校の適正規模に準じた配置とする。イとして、小・中学校の総数を小学校13校・中学校8校と考えた。なお本書における人口推計に大きな変化が生じた場合は、平成38年度以降の計画については見直すものとしている。ウとして、小学校については位置関係や通学距離・時間も配慮して3グループに分け、1グループ1校ずつを統合し、学区変更を実施する。原則として通学は徒歩で2km未満を前提とし、22、23ページの資料4及び5「小・中学校徒歩圏等検証図」を参照願いたい。小学校においては以下の3グループに分け、統合・学区再編を図っていきたいと考えた。Aグループ、鎌倉・腰越地区、Bグループ、大船・深沢地区、Cグループ、玉縄地区としている。統合・学区再編にあたっては、位置関係や通学距離・通学時間も配慮しなければならない。小学校についてはエリアごとに3グループに分け、検討を進める。円で示している図は、直線1kmであり、実際の通学距離は約1.4km～2kmとなる。この3グループから将来的にはそれぞれ1校ずつを統合し、学区再編を行っていきたいと考えた。エとして、中学校については成長に応じて、新たな人間関係の形成や交友範囲を拡大するために、一つの中学校に2から3校の小学校から進学できるようにしたいと考えた。オとして、統合先の学校については、児童生徒数に必要な校庭面積を確保できるものとする。校庭面積の基準については、24、25ページの資料6及び7の「小・中学校設置基準」を参照願いたい。カとして、統合先の学校についてはプールを確保することとし、共用化についても検討していく。キとして、適正配置の検討にあたっては、現在の学校施設の所有形態にも配慮し、後年度負担を極力削減するものとする。クとして、小学校給食については共同調理場方式も検討することとし、各校の建設費削減等にも努めたいと考えた。ケとして、現在今泉小学校にのみ設置されている情緒通級学級については設置校の増を検討し、特別支援学級未設置校については全校設置に向けて順次設置することとする。コとして、公共施設再編計画上、小学校の建替え等の際は、子ども会館・子どもの家の複合を前提に整備をする方針であること、また、仮設校舎用敷地が必要となることから、大規模敷地の寄付や譲渡等の相談があった場合には、積極的に検討していきたいと考えている。サとして、津波

浸水区域にある学校については、その設置場所の変更も含め、津波対策に努めるものとする。シとして、学校施設整備にあたっては、高額な財政負担が見込まれることから、文部科学省による小・中学校施設整備方針に基づき、地域と連携した施設整備を図るとともに、教室の仕様などについては標準化するなど、トータルコストの縮減に努めたいと考えた。

8 ページでは方法を、9 ページではロードマップを記載している。平成 30 年度から平成 31 年度においては、平成 30 年度 12 月までに実施する学校施設老朽化状況調査の結果を基に、学校運営上の課題を総合的に判断し、長寿命化改良や、建替え等の整備手法とともに、整備を行う優先順位や年次等の計画を策定する。第 3 次鎌倉市総合計画第 4 期基本計画にあたる 32 年度から 38 年度においては、先に述べた小学校 B グループで地域拠点校もしくは長寿命化できない学校を選定し、建替え等を実施する。B グループでは現場で深沢小学校、山崎小学校、小坂小学校の 3 校が児童数が適正規模を超える学級数となっている。一方で、富士塚小学校では児童数が適正規模を下回る学級数となっている。しかしながら、深沢地域周辺のまちづくりにおいて、鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（案）では、住宅系土地利用の方針として、人口 3,100 人の確保を想定しており、一時的な人口増が見込まれている。このように不確定要素が多いエリアとなっているが、これらを想定した統合・学区再編の必要がある。また、B グループでは学校の配置が近接しており、通学距離の課題は少ない状況である。ただし統合する場合は、適正規模の 18 学級を超えることとなる。これらのことから、B グループでの建替えは、地域拠点校となる学校の場合は 24 学級規模の学校を基本とし、統合・学区再編を前提に大規模な代替地を確保し、その他の公共施設の設置についても配慮するものとする。また、この期間において建替えや長寿命化を実施する年度が平成 40 年度以降となる学校を中心に大規模修繕、1 億円程度と想定しているが、集中的な改良工事を年に 2 校実施していきたいと考えている。

最後に、この「適正規模・適正配置の考え方」については、なるべく早く取りまとめを行い、先程申し上げた老朽化調査の結果を踏まえて、学校施設整備計画につなげていきたいと考えている。

（質問・意見）

下平委員

再三今までも申し上げていることだが、本当に多方面から多角的な視野に立って検討していかねばいけない、だけれども時期は早く進めなければいけない大きな問題だと思うので、引き続き一緒に皆さまと共に考えて、速やかに、なおかつさまざまな視点から十分に考えて取り組みたい問題だと感じている。引き続きお願いする。

齋藤委員

適正規模について、さまざま考えていかねばいけないことは、たくさんあると思う。世の中の危険とか、校舎の老朽化、今日もマンションの老朽化で大変だとニュースでやっていたが、子どもの安全を守る意味でも考えていかねばいけない。それは充分に分かるのだが、やはり今私たちが考えていくのは、これから鎌倉に育つ子どもたちがどういう環境で育っていくか、育てていくかということ。それから地域のつながりの中で、今までもよい子

どもたちを育ててきたと思う。そういうことも含めて早急にやっつけていかなければいけない部分もあるのだが、より慎重にいろいろな面から考えて取り組んでいかなければいけない。だから時間をもっともっとかけて、話し合いを進める中で進行していったほしいという思いを持っている。まず子どもありき、もちろん市のこともあるが、やはり教育の大切さを訴えていきたい、という思いを持っている。

(協議事項「鎌倉市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的考え方」の策定については、同意された)

3 議案第40号 鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

安良岡教育長

次に日程3、議案第40号「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。説明をお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程3、議案第40号「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」提案の理由を説明する。議案集16ページをご覧ください。

11月定例会にお諮りしたとおり、平成30年4月1日付で事務局の文化財部に新たに文化財施設課を設置し、博物館機能等整備担当、鎌倉歴史文化交流館及び鎌倉国宝館をその配下に置くという組織の見直し等のため、鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定しようとするものである。

19ページの新旧対照表をご覧ください。第3条の表文化財部の部中、文化財課から歴史文化交流館担当を削除する。また新たに文化財施設課を、その配下に博物館機能等整備担当を設置する。なお、鎌倉歴史文化交流館及び鎌倉国宝館については、事務局ではなく教育機関として第13条及び第14条に規定があるため、第3条の規定には記載がない。また、現在教育総務課総務担当の所掌事務である「PTAについての事項」を、学務課教職員担当の職員の定数増に伴い、学務課教職員担当の所掌事務とする。このため、第4条の表教育部の部学務課の第9号にPTAについての事項を加え、改正前の第9号以降1号ずつ繰り下げる。

続いて20ページ、文化財部と文化財施設課の事務の分担を明確にするため、第4条の表文化財部の部文化財課の項第6号及び第7号中「文化財に関する施設」を「文化財に関する施設(博物館等を除く)」に改める。また文化財部の部に文化財施設課の項を加え、文化財施設課の事務分掌を規定する。

21ページ、第13条では鎌倉歴史文化交流館の事務分掌を定めている。鎌倉歴史文化交流館及び鎌倉国宝館には、それぞれ係長職として副館長を配置する予定だが、副館長の他にも担当係長を配置する予定であるため、担当係長の文言を追加する。

22ページ、改正前の第14条第5項第2号及び第3号がそれぞれ課長代理、課長補佐について規定していたが、鎌倉国宝館が課相当ではなくなるため削除し、文言の整理を行う。第15条では課長級までの職務代理を定めているため、副館長の文言を削除する。

この規則の施行は、平成 30 年 4 月 1 日とする。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第40号は原案どおり可決された)

4 議案第41号 組織の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

安良岡教育長

次に日程の 4、議案第 41 号「組織の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程の 4、議案第 41 号「組織の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則」の提案の理由を説明する。議案集 23 ページをご覧ください。

改正の理由については、教育委員会及び市長部局の組織の見直しによるものである。改正する規則は、全部で 5 件。改正の内容は、個別に説明する。

26 ページから 27 ページ、1 件目「鎌倉市教育委員会公印規則」である。別表に教育委員会の公印について名称や書体等を定めているが、鎌倉歴史文化交流館と鎌倉国宝館が文化財施設課の配下となるため、形式 9 から 12 までの管守者を「文化財施設課長」に改めるものである。

28 ページから 29 ページ、2 件目「鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則」である。鎌倉歴史文化交流館については土曜日に開館していることから、勤務を要しない日について柔軟に対応できるよう、勤務を要しない日の規定を別表に追加するものである。併せて、「国宝館」の記載となっていた部分について、「鎌倉国宝館」に改める。

30 ページ、3 件目「鎌倉市教育委員会施設管理規則」である。別表中、鎌倉歴史文化交流館及び鎌倉国宝館の管理責任者を「文化財施設課長」に改める。

31 ページ、4 件目「鎌倉市教育委員会の所管に係る鎌倉市個人情報保護条例施行規則」である。第 2 条中に個人情報管理責任者として各課等の課長級が規定されているが、文化財施設課長は、鎌倉市事務分掌規則第 3 条に規定する「課の長」に含まれるため、「鎌倉国宝館副館長」を削除する。

32 ページ、5 件目「鎌倉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」である。現在、学校体育施設の開放についての事務は、市長部局のスポーツ課に補助執行させているが、スポーツ課が市民活動部から健康福祉部に移管されることに伴い、第 2 条第 1 項中、「市民活動部長」を「健康福祉部長」に改める。また、歴史まちづくり推進担当に補助執行させていた事務については文化財施設課が担うことになるので、同条第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

規則の施行は、平成 30 年 4 月 1 日とする。

(質問・意見)

下平委員

4 月 1 日からとなっているのだが、ここで決したあと、今後異動が間もなく皆さんも決まると思うのだが、例えばここにある課長等の新たな役割は、4 月 1 日から始まるということではよろしいか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

おっしゃるとおりに、4 月 1 日からこの職に辞令が出て、その職につくという形になる。

(採決の結果、議案第 41 号は原案どおり可決された)

5 議案第 42 号 鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

安良岡教育長

次に日程の 5、議案第 42 号「鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程の 5、議案第 42 号「鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」、提案の説明をする。議案集 33 ページをご覧ください。

改正の理由については、教育委員会の組織の見直しによるものである。35 ページ、鎌倉国宝館副館長が係長職となることに伴い、第 2 条第 6 号の課長等から「副館長」を、第 7 号の課長代理等から「副館長代理」を、第 8 号の課長補佐等から「副館長補佐」をそれぞれ削除し、第 9 号の担当係長等に「副館長」を追加する。また、36 ページにある別表第 2 の鎌倉国宝館が所掌する専決事項を、文化財施設課の専決事項と改める。

この規定の施行は平成 30 年 4 月 1 日とする。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第 42 号は原案どおり可決された)

6 議案第 43 号 鎌倉市社会教育委員の解嘱について

安良岡教育長

次に日程 6、議案第 43 号「鎌倉市社会教育委員の解嘱について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

議案第 43 号「鎌倉市社会教育委員の解職について」、提案理由を説明する。議案集 37 ページをお開きいただきたい。

社会教育委員は、社会教育法及び鎌倉市社会教育委員条例に基づき 10 名で設置されている。委員については「学校教育の関係者」、「社会教育の関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」及び「学識経験のある者」の中から選出している。

この度、「社会教育の関係者」として選出されていた荒川登美子委員について、平成 29 年 11 月 8 日にご本人がご逝去された旨、ご遺族から申し出があった。このため、そのご逝去の当日である平成 29 年 11 月 8 日付けで同委員の委嘱を解こうとするものである。

この件については後任者の選定調整を進めているところだが、同委員の推薦母体である鎌倉地域婦人団体連絡協議会自体が平成 30 年 3 月 31 日をもって解散するという予定で、それに伴い新たな推薦母体についての検討及び確認を行ってきたが、現在まで候補者の推薦を得るに至っていない。本来は解嘱と新任委員の委嘱を同時に行うのが通例であったが、年度末に迫っていることから、今回は同委員の解嘱手続きのみを行うものである。

また、「学校教育の関係者」として委員を委嘱している石井幸夫、真壁広道両委員は、平成 30 年 3 月 31 日付けで定年による退職を迎えられ、現在の鎌倉市立山崎小学校長、鎌倉県立鎌倉高等学校校長の職をそれぞれ退かれることになり、退職の日と同日を持って解嘱するものである。

なお、故荒川委員の後任者については、新たな推薦母体が決定次第推薦を依頼し、推薦者の提出があった時点から直近の教育委員会にお諮りする予定である。石井、真壁両委員の後任については、平成 30 年 4 月 1 日以降、鎌倉市立小学校校長会及び中学校校長会と鎌倉湘南地区県立学校長会議に推薦を依頼し、推薦者の提出があった時点で直近の教育委員会にお諮りする予定である。任期は前委員の残任期間とし、委員会承認の日から平成 30 年 10 月 31 日までとなる。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第43号は原案どおり可決された)

7 議案第44号 学校歯科医の解嘱及び委嘱について

安良岡教育長

次に日程の 7、議案第 44 号「学校歯科医の解嘱及び委嘱について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

学務課担当課長

日程第7、議案第44号「学校歯科医の解嘱及び委嘱について」提案の理由をご説明させていただきます。議案集38ページをご参照願いたい。

本件については、学校保健法安全第23条の規定に基づき委嘱しているが、今回鎌倉市歯科医師会から標記の歯科医師について諸般の理由による辞職の申し出、及びそれに伴う後任の推薦があったので、任期途中での解嘱及び委嘱を行おうとするものである。内容としては、深沢中学校学校歯科医の岡部力彌氏を解嘱し、福田貴介氏を委嘱しようとするものである。

解嘱については平成30年3月31日付けで実施し、後任者の任期は前任者の残任期間である平成30年4月1日から平成33年3月31日とする。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第44号は原案どおり可決された)

8 議案第45号 平成30年度鎌倉市学校教育指導の重点について

安良岡教育長

次に日程の8、議案第45号「平成30年度鎌倉市学校教育指導の重点について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

教育指導課長

議案第45号「平成30年度鎌倉市学校教育指導の重点について」ご説明する。議案集は39ページ。それから重点については、別紙をご覧ください。

2月の定例会において、平成30年度鎌倉市学校教育指導の重点(案)について説明し、ご協議・ご意見をいただき、修正を行った。改めてポイントを確認をさせていただく。別紙資料「平成30年度鎌倉市学校教育指導の重点」をご覧ください。

テーマについては、いただいたご意見を参考に、指導の重点を「小・中学校での滑らかな接続と『生きる力』の育成」とし、副題として「一人間性を高め 豊かな学びを実現する教育課程の編成」としている。見出し文については前回の教育委員会でもお話しをさせていただいたが、平成29年3月に新学習指導要領が告示され、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有すること。さらに連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を図ること。また、学習指導要領が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し、活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことを目指し、教育課程の編成を各学校、教職員一人ひとりがこの点を理解し取り組んでいくことが必要であることを明記した。

次に、中の見開きの部分をご覧ください。四つの重点項目は平成29年度と同様とし、家庭・地域との連携を意識した取組を図っていきたいと考えている。なお、関連事業及び最後のページについては、平成30年度の予算の議会議決後、決定とする。

(質問・意見)

安良岡教育長

前回、協議でいろいろご意見を出ささせていただいたので、これでよろしいか。

議会の中でも、小中一貫教育を進めていく上でどのような成果が出ているのかということもあり、見開きにあるように小中一貫教育の充実ということを大きな目標にしながら、小学校・中学校の滑らかな接続というところを、我々は学校の先生方に意識させていただいて、それぞれがこれに徹した取組を進めていきたいと考えている。そのような方向で取り組んでまいります。

(採決の結果、議案第45号は原案どおり可決された)

9 議案第46号 平成30年度鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について

安良岡教育長

次に日程9、議案第46号「平成30年度鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育指導課長

議案第46号「平成30年度鎌倉市特別支援教育に関する考え方について」ご説明をする。議案集は40ページ、また別紙の方をご覧いただきたい。

2月定例の教育委員会において、平成30年度鎌倉市の特別支援教育に関する考え方の案について提案をし、ご意見をいただいた。基本的な内容は変えておらず、文言の整理を行った。

4ページ目の「5「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成について」、文書でそれぞれの特徴を簡潔に述べ、表では詳細を記載するという形に変更した。

ページを戻っていただき、3ページでは具体的な支援の内容例を示しているが、4の(2)をご覧いただきたいと思うが、この中で人的支援について人数等が丸印になっている。ここについては、平成30年度の予算が確定したところで記入したいと考えている。

今後は、年度初めに全教職員に配付して内容の確認、周知を図りながら、子どもたちの教育的ニーズを把握し、個に応じた支援を行っていく。

(質問・意見)

下平委員

先ほどの働き方の見直しの中でも出てきて、介助員、特に宿泊等を伴う校外行事の時の介助員をかなり大幅に増やすという声があったが、それもやはりこちらとも関係してくることではないかと思うのだが。それとはまた違うのか。

教育指導課長

宿泊介助員の配置については教育指導課が行っているので、今委員ご指摘のように、こちらの働き方改革というよりも、子どもの安全性を重視した上で、学校と子どものニーズに応じて増員を図っているところである。

安良岡教育長

先生方がこれを元に、それぞれの学校の特別支援教育、インクルーシブ教育をどう進めていくかということをもう一度見直していただいて、それぞれの学校にあった子どもたちの支援も含めて、取組を進めて行って貰いたいと考えている。

(採決の結果、議案第46号は原案どおり可決された)

安良岡教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。3月ということで、本年度最後の教育委員会になる。また4月、新しい年度になるが、よろしく願います。これを持って3月定例会を終了する。